

平成31年度 新規社会体育施設定期利用希望申込について

東松島市内で活動しているスポーツ団体を対象に、社会体育施設（市民体育館・鷹来の森運動公園・矢本運動公園・赤井地区体育館）を、年間を通して定期的に利用したい団体の希望申し込みを受け付けます。

- ・利用期間 平成31年4月～平成32年3月末（日曜日を除く）
- ・提出書類 定期利用希望申込書
※決定後、団体規約（規約がある場合）と団体会員名簿を提出いただきます。
- ・申し込み 平成31年1月15日(火)まで、市体育協会に申し込みください。
- ・利用条件 **体育協会が行う事業、研修会等への参加・協力**など

※【定期利用希望申込書】は事務局に設置しています。申込希望の団体は体育協会事務局にお越しくください。

※鷹来の森運動公園の屋内運動場は、定期的な貸出をしていません。

※希望日程などに添えない場合もありますので、ご了承ください。

市民体育館【寺っす広場開放日】

12月

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※○印は開放予定日。

※開放できない場合もあります。HP等でお知らせしていますので確認してください。(www.h-taikyo.jp)



事務局より

12月29(土)～平成31年1月3日(木)まで体育協会管理施設が休館となります。今年も多くの皆さんの利用ありがとうございました。来年は1月4日(金)9時から開館します。